

第5号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について
(有野36生産緑地地区ほか3地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積
約104.25ha

1. 都市計画生産緑地地区中、有野36生産緑地地区、玉津127生産緑地地区、出合5生産緑地地区の計3地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、伊川谷30生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積
伊川谷30生産緑地地区	約 0.11ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

生産緑地地区とは、市街化区域内にある都市農地を計画的に保全して良好な都市環境を形成することを目的に都市計画に定めることができる地区である。

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に緑地機能の優れた農地等について、計画的な保全を図るため、生産緑地地区の都市計画決定を行った。

このたび、既存の生産緑地地区のうち、農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障に至ったことから、生産緑地法第10条第2項に基づく買取りの申出があり、生産緑地法第14条に基づき行為の制限が解除された生産緑地地区について、適正な保全を図ることが困難となるため、廃止又は変更を行うものである。

(参考)変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備 考
有野 36 生産緑地地区	約 0.15ha	—	△約 0.15ha	廃止
玉津 127 生産緑地地区	約 0.06ha	—	△約 0.06ha	廃止
出合 5 生産緑地地区	約 0.22ha	—	△約 0.22ha	廃止
伊川谷 30 生産緑地地区	約 0.15ha	約 0.11ha	△約 0.04ha	変更
廃止：3地区、△約 0.43ha 変更：1地区、△約 0.04ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	520 地区	517 地区	△3 地区
面 積	約 104.72ha	約 104.25ha	△約 0.47ha